いじめ防止等対策の取り組みについて

岐阜工業高等専門学校

	点検項目	令和７年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	11月にいじめ講演会を実施し、いじめ認知の意識向上のため啓発を行った。	いじめの定義や認知の考え方について、教職員向け講演会において継続的に周知し、認知の精度向上に努める。	―
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	概ね2か月に1回、いじめ対策会議を実施し、いじめアンケートの評価やいじめ事案の対応について方針検討を行った。	引き続き定期的にいじめ対策会議を開催し、事案の共有と対応方針の検証を行う。	―
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全教職員に向け、11月にいじめ講演会を実施した。	引き続きいじめに関する教職員研修を毎年度実施し、いじめに対する対応力の向上を図る。	―
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画をHPで公表し、周知した。	引き続きHPで公表し、いじめ対策会議の役割や職務内容について、周知を行う。	―
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ防止プログラムをHPで公表し、周知した。	引き続きいじめ防止プログラムHPで公表し、その内容について教職員の理解促進を図る。	―
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめ防止等基本計画をHPで公表し、周知した。	引き続きHPで公表し教職員が学生の変化に気付いた際に速やかに情報共有できるよう、報告体制の周知を継続する。	―
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画をHPで公表し、周知した。	引き続きHPで公表し重大事態の定義及び対応手順について、継続的に周知する。	―
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ事案を認知（疑い含む）した場合には、その対応や経過について会議やteamsで情報共有した。	Teams等を活用した情報共有を継続し、関係教職員間で迅速な情報連携を図る。	―
9	令和7年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和8年度の実施計画に反映しているか	検証を行い、令和８年度のいじめ防止プログラムに反映した。	引き続き年度末に取組状況を検証し、必要に応じていじめ防止プログラム等の見直しを行う。	―
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめアンケートを年に4回実施し（うち2回は高専生活アンケートと同時実施）、主管会議やいじめ対策会議等で共有した。	アンケートによる実態把握を継続するとともに、必要に応じて実施方法等を検証する。	―
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	いじめ専門家（スクールカウンセラー兼務）をアドバイザーとして招聘し、知り得た情報についても共有している。	スクールカウンセラー等の専門家との連携を継続し、学生が相談しやすい環境の維持に努める。	―
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	6月にいじめ防止に関するチラシを配布し、担任から啓発を実施している。	学生向け啓発資料や研修内容の充実を図り、引き続きいじめ防止意識の向上に努める。	―
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	いじめ防止に関するチラシに、いじめに当てはまる事例について掲載している。	具体的事例を用いた啓発活動を継続し、いじめに対する理解を深める。	―
14	学生自らが、いじめ問題にが主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生会役員によるMSリーダーズ活動において，いじめ防止を目指した挨拶運動を4月に実施した。9月の寮生会後期役員研修にていじめ防止（＋孤立化防止）に対する働きかけを実施しました。	学生会や寮生会と連携し、学生主体のいじめ防止活動を継続して実施する。	―
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止等基本計画をHPで公表し、周知した。	引き続きHPで公表し保護者への学校の取組に対する理解促進を図る。	―
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめ事案では、被害・加害の双方の保護者、本人に対して面談を実施し、解決に向けた学校としての方針を伝えた。	事案発生時の対応手順について整理し、迅速かつ適切な保護者対応を継続する。	―
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	参与会で、学校のいじめ防止等基本計画の内容を説明し、連携・協力体制を築いている。	引き続き参与会の外部有識者へ取組状況を説明し、助言を得ながら連携体制を継続する。	―
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	必要に応じて会議等での決定を受け、警察等の外部関係機関と連携する体制を整えている。	緊急時の対応に備え、警察等の関係機関との連携体制の確認を継続する。	―